

【参考】 使用料減免対象施設一覧表（社会教育関係登録団体向け）

平成24年6月現在

☆各施設により、使用可能の範囲や減免の基準は異なります。

一覧表右端にある各根拠法令に基づいて行われていますので、必ず対象施設に詳細を確認してください。

No.	施設名	電話	住所	休館日	施設使用料減免の根拠法令
1	市民センター 〔市民会館,ルナ・ホール〕	31-4995	業平町8番24号	火曜日 8/13～14 12/27～1/4	芦屋市民会館条例施行規則第11条
2	公民館	35-0700			芦屋市立公民館設置条例施行規則第10条
3	体育館・青少年センター	31-8228	川西町15番3号	第1・第3月曜日 12/27～1/4	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則第8条
4	中央公園野球場	32-3203	若葉町1番1号	12/28～1/4	芦屋中央公園野球場, 川西運動場及び芝生広場の管理運営に関する要綱第6条
5	芝生広場	32-3203	若葉町1番1号	12/28～1/4	
6	川西運動場	31-8228	川西町14番17号	12/28～1/4	
7	総合公園	25-2023	陽光町1番1号	12/28～1/4	芦屋市総合公園陸上競技場等の管理運営に関する要綱第7条
8	打出集会所	23-2329	大東町17番3号	月曜日 12/29～1/3	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例施行規則第7条
9	翠ヶ丘集会所	22-2475	翠ヶ丘町9番15号	水曜日 12/29～1/3	
10	竹園集会所	22-2484	竹園町5番6号	月曜日 12/29～1/3	
11	前田集会所	23-3899	前田町8番17号	水曜日 12/29～1/3	
12	朝日ヶ丘集会所	23-4896	朝日ヶ丘町30番9号	月曜日 12/29～1/3	
13	春日集会所	32-5377	春日町13番17号	水曜日 12/29～1/3	
14	潮見集会所	32-4359	潮見町7番1号	月曜日 12/29～1/3	
15	浜風集会所	38-0960	浜風町3番2号	水曜日 12/29～1/3	
16	奥池集会所	32-0763	奥池南町34番4号	月曜日 12/29～1/3	
17	西蔵集会所	32-0764	西蔵町11番16号	水曜日 12/29～1/3	
18	大原集会所	38-7782	大原町20番2号	火曜日 12/29～1/3	
19	茶屋集会所	32-1232	茶屋之町8番20号	月曜日 12/29～1/3	
20	三条集会所	35-0501	三条町8番3号	木曜日 12/29～1/3	
21	打出教育文化センター	38-7130	打出小槌町15番9号	日曜日・祝日 12/29～1/3	芦屋市立打出教育文化センター条例施行規則第8条
22	福祉センター	31-0612	呉川町14番9号	第3日曜日 12/28～1/4	芦屋市福祉センターの管理に関する条例施行規則第8条
23	潮芦屋交流センター	25-0511	海洋町7番1号	水曜日 12/28～1/4	芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第7条